

公共職業能力開発施設等における吹付けアスベスト等

使用実態調査の中間報告について

平成17年10月5日
商工労働部雇用労働課
043 - 223 - 2740
商工労働部産業人材課
043 - 223 - 2756

千葉県では、厚生労働省の通知に基づき、千葉県内の公共職業能力開発施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査を行っておりますが、今般9月26日までに回答のあった20施設について、厚生労働省に報告した中間的な取りまとめ結果を公表します。中間報告の結果については、確認中の施設もあり、今後数字や内容が変動する場合があります。

1 趣旨

公共職業能力開発施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査について(平成17年8月1日付け厚生労働省通知)に基づき、平成17年9月26日までに回答のあった施設分について取りまとめたものです。確定した最終報告については、11月末の公表を予定しています。

2 対象施設

公共職業能力開発施設、認定職業訓練施設、勤労青少年ホーム、働く婦人の家計23施設。

3 調査対象建材

平成8年度以前竣工(改修工事含む)した建築物に使用されている、吹付けアスベスト、吹きつけロックウール、吹付けひる石等。

4 中間報告の結果

(1)平成17年9月26日現在で回答のあった施設は、20施設となっており、回答割合は、87.0%です(なお、全施設数の中には、調査対象施設ではない平成9年度以降に竣工した施設が含まれています)。

(2)このうち

吹き付けアスベスト等の室等を保有する施設	2施設
のうち、措置済み状態にある室等を保有する施設	1施設
のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのない室等を保有する施設	1施設
のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある室等を保有する施設	該当なし

5 今後の対応

10月31日を期限として、引き続き調査を実施するとともに、アスベストの除去や封じ込め等が、未対応の施設に対して、適切な対策を行うよう指導してまいります。

公共職業能力開発施設等におけるアスベスト等使用実態調査の中間報告

施設区分	全施設数	回答施設数	吹付けアスベスト(石綿)等がある室等を保有する施設数	左記()のうち措置済状態にある室等を保有する施設数	左記()のうち、措置済状態ではないもの	
			()	()	損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない室等を保有する施設数 ()	損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある室等を保有する施設数 ()
職業能力開発施設	8	7	1	1	0	0
認定職業訓練施設	6	6	1	0	1	0
勤労青少年ホーム	8	6	0	0	0	0
働く婦人の家	1	1	0	0	0	0
計	23	20	2	1	1	0

注記事項

- 1 「全施設数」とは、国の調査対象となった施設数であり、認定職業訓練校の全施設は60である。
- 2 「全施設数の中」には、平成9年度以降に竣工した調査対象外のものも含まれている。
- 3 「回答施設数」とは、9月26日時点で報告のあった施設数をいう。
- 4 欄には、吹付けアスベスト等が使用されている室等を有する施設数を記入する。
- 5 欄には、欄に示すもののうち、「封じ込め状態」又は「囲い込み状態」(以下「措置済状態」という。)にある室等を有する施設数を記入している。
- 6 欄には、に示すもののうち「措置済状態」ではないが、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない室等を有する施設数を記入している。
- 7 欄には、に示すもののうち「措置済状態」ではなく、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散ばく露のおそれがある室等を有する施設数を記入している。
- 8 それぞれの調査項目に重複する施設があるため、の施設数の合計と の施設数は一致しない。
- 9 ばく露のおそれがある施設としてあげられるものの中には、施設利用者や職員が日常利用しない場所も含まれている